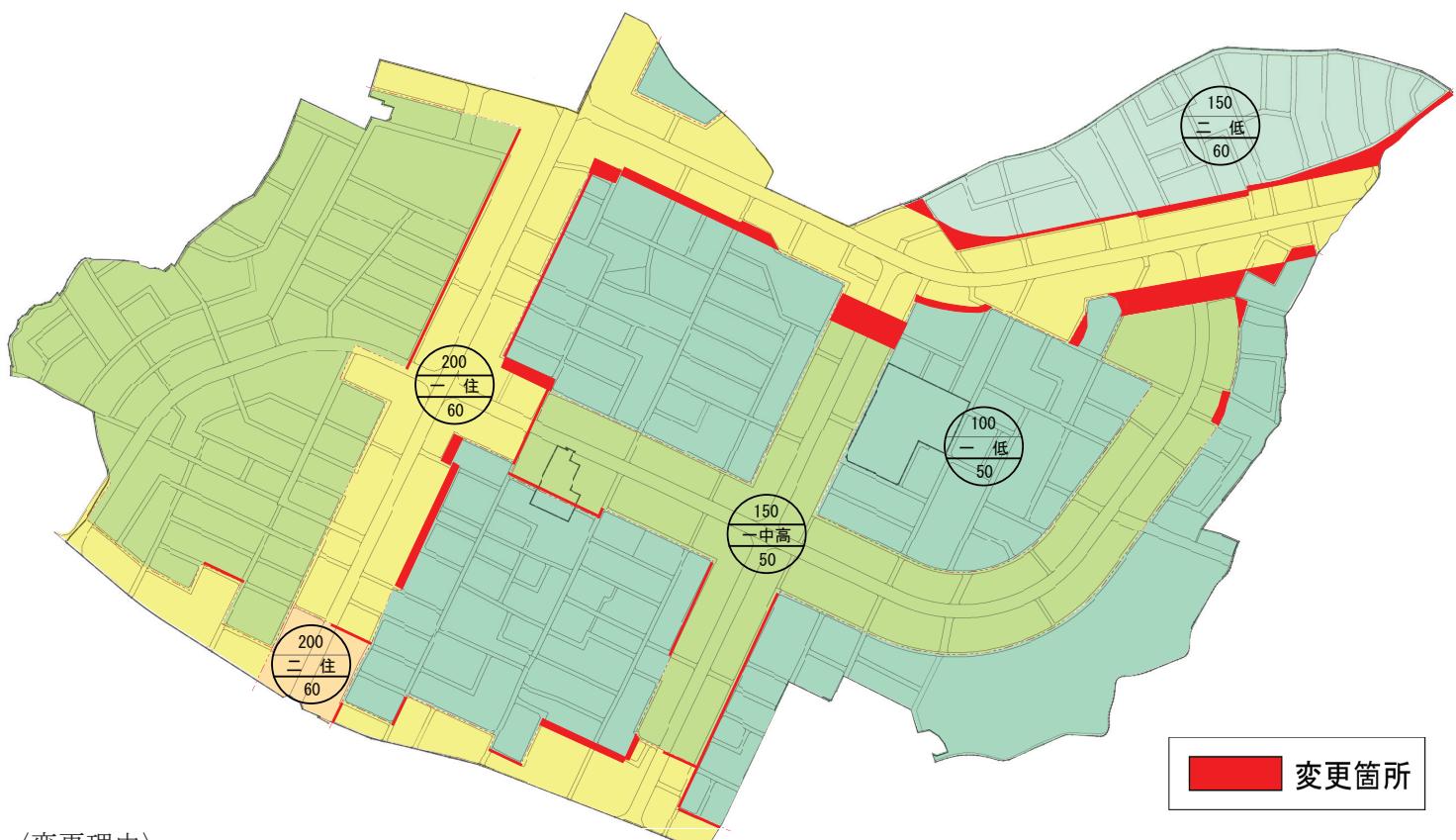


■ 変更案



〈変更理由〉

これまで六ッ野地区における用途地域の境界は、区画道路の中心線を用途境として主に指定してきました。区画整理事業の見直しに伴う道路等の配置変更により街区構成も一部変更され、これまでの境界線と整合が図れない箇所が生じたことから、変更後の街区に整合した境界を設定することで、合理的な土地利用を図るために用途地域を一部変更するものです。変更により朱色の変更箇所において、第一種低層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域から第一種低層住居専用地域などの変更がされます。

■ 現行の用途地域

